

2025年1月31日

株式会社イオン銀行

金融庁による行政処分に基づく報告書提出について

株式会社イオン銀行（代表取締役社長 木坂 有朗、以下、当社）は、2024年12月26日に受領したマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与）管理態勢に関する業務改善命令※に基づき、本日、金融庁に業務改善計画書を提出いたしました。

本件につきまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なご不安とご心配をおかけしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

※ 2024年12月26日当社ニュースリリース「金融庁による行政処分について」

<https://www.aeonbank.co.jp/content/dam/abk/company/release/data/2024/pdf/n2024122601.pdf>

このような事態に至ったことを重く受け止め、実効性の高い再発防止に向けて、全社をあげて今回策定した業務改善計画を着実に実行することで、マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化を図り、お客さまに安心してイオン銀行をご利用いただけるよう、信頼の回復に努めてまいります。

なお、本改善計画の策定およびその着実な実行に向けた組織として、2024年12月26日に公表のとおり、取締役会の直下に「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会」を設置しております。取締役会の管理・監督のもと、外部の知見をも活用しつつ、経営陣が先頭に立って業務改善計画を実行してまいります。

業務改善計画の概要は別紙のとおりです。

以上

## 業務改善計画の概要

### I. 発生事案の概要およびその根本的な原因

今回の行政処分では、マネロン・テロ資金供与対策に係る不適切な業務運営やその背景にある経営姿勢及び態勢上の問題について、指摘を受けました。このような事態に至ったことを重く受け止め、深く反省し、今後の改善に向けた取り組みとして、根本的な原因分析を行い再発防止策を含む業務改善計画書を策定しました。

#### 1. 発生事案の概要

##### (1) 疑わしい取引の届出に係る不適切な取扱い

当社は、取引モニタリングシステムで検知した取引のうち、少なくとも14,639件について、疑わしい取引に該当するか否かの判定を行わないまま放置しており、本来届出を行うべき取引の届出がなされていないことが懸念される状況により、犯罪による収益の移転防止に関する法律に違反する可能性のある取扱いがございました。

また、2023年5月以降、疑わしい取引の検知から届出までに要した日数が長期間に及ぶ状態が継続している実態がございました。

##### (2) 態勢整備期限におけるガイドライン対応の未完了

当社は、金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、ガイドライン）で対応を求められている態勢の整備に必要となるシステム対応を行っていないほか、規程等の整備を完了していない等、前回検査で金融庁から指摘を受けた様々な事項について、要請を受けた期限（2024年3月末）までに態勢整備を完了しておりませんでした。

##### (3) 経営姿勢及び態勢上の問題

当社では、上記の不適切な業務運営やその直接的な原因である疑わしい取引の届出に係る態勢上の問題点及び態勢整備期限までにガイドライン対応が完了しなかった態勢上の問題点がございました。それらについて、疑わしい取引の届出に係る業務滞留・長期化の発生や、前回検査の指摘事項に対する改善対応状況の報告、内部監査による指摘などを通じて、これまでに幾度となく把握する機会があったにもかかわらず、取締役会及び経営陣が実態把握を積極的に行うことなく、態勢整備に向けて必要な指示も行わず、主導的に関与しておりませんでした。

こうした取締役会及び経営陣の姿勢が、当社の組織内においてマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築を軽視したリスクカルチャーを助長し、自主的な改善を阻害してきたものと認識いたしました。

## 2. 根本的な原因

### (1) 経営管理態勢上の課題

#### ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

当社のビジネスモデルにおけるマネロン・テロ資金供与リスクへの理解が不足しており、経営陣において、金融機関におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の重要性の認識、リスク感度が不足していました。そのため、取締役会及び経営会議において、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に関して十分に議論を行っていませんでした。

#### ② マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足

経営陣に対して、マネロン・テロ資金供与リスク管理業務上の実態・問題が適切に報告される仕組みが機能していませんでした。また、経営陣が、マネロン・テロ資金供与リスク管理業務上の実態やフォロー状況を確認する仕組みがありませんでした。

#### ③ マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢への適切な資源配分の不足

業務執行状況の適切性を把握することの重要性の認識が不足しており、マネロン・テロ資金供与リスク管理に特化した議論の場もなかったことから、取締役会がマネロン・テロ資金供与リスク管理業務を適切に遂行させるための仕組み作りが不十分であり、必要な資源配分ができておらず、運営実態に則した適切な人材を配置していませんでした。

### (2) 内部管理態勢上の課題

#### ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

主管部署において、体系的な教育が不十分であったことから、ガイドラインに関する知見が不足し表面的な理解にとどまっておりました。

#### ② マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足

主管部署において、企画及び業務運営の機能と牽制機能が部内に混在していたことから、牽制機能が働きませんでした。

#### ③ マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能が不十分

主管部署の増員を行ったものの、増員した人材は前回検査の指摘事項に対する改善対応のみに従事し、疑わしい取引の届出に係る業務を管理する意識が希薄だったため、牽制機能が発揮できませんでした。また、主管部署には企画機能と牽制機能が期待されていましたが、職務分掌で明文化されておらず、また、十分なフォローアップもなされていませんでした。

### (3) 業務運営態勢上の課題

#### ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

主管部署において、疑わしい取引の届出に係る業務の担当者に対する体系的な教育を十分に実施できていませんでした。

#### ② マネロン・テロ資金供与リスク管理の業務管理が不十分

責任者の関与が不十分であったこと、また金融犯罪を取り巻く環境の変化を受けて、徐々に業務内容の質と量が増加していたにも関わらず、業務フローに対するリスク評価を行っておらず、作業量・進捗状況管理がなされていませんでした。

## II. 改善計画

### 1. マネロン・テロ資金供与対策に関するガバナンス強化

#### (1) 経営管理態勢上の課題

- ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足
  - ア. マネロン・テロ資金供与リスクに関するリスク評価の見直し  
(2025年3月完了予定)
  - イ. 経営陣・従業員の意識改革の推進 (対応開始時期: 2025年2月)
  - ウ. 「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会」(以下、「改善委員会」)の設置 (2024年12月完了)
- ② マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足
  - ア. KRIの設定ならびに取締役会及び経営陣による妥当性の検証  
(2025年1月より対応開始)
  - イ. 経営陣の現場把握 (対応開始時期: 2025年2月)
- ③ マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢への適切な資源配分の不足
  - ア. 業務執行状況の可視化・適切な業務運営態勢構築及び検証  
(対応開始時期: 2025年2月)
  - イ. 主管部署の職務分掌移管 (対応開始時期: 2025年2月)
  - ウ. マネロン・テロ資金供与リスク管理を行える人材育成  
(対応開始時期: 2025年3月)

#### (2) 内部管理態勢上の課題

- ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足  
主管部署に対する実効性ある研修等の実施 (対応開始時期: 2025年3月)
- ② マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足  
マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能の明確化  
(対応開始時期: 2025年2月)
- ③ マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能が不十分
  - ア. 牽制機能の明確化 (対応開始時期: 2025年2月)
  - イ. マネロン・テロ資金供与対策に関する従業員教育 (対応開始時期: 2025年3月)
  - ウ. 内部監査態勢の整備 (2025年1月より対応開始)

#### (3) 業務運営態勢上の課題

- ① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足  
主管部署に対する実効性ある研修等の実施 (対応開始時期: 2025年3月)
- ② マネロン・テロ資金供与リスク管理の業務管理が不十分
  - ア. 疑わしい取引の届出業務の管理態勢強化 (対応開始時期: 2025年2月)
  - イ. 疑わしい取引の届出業務の可視化・適切な業務運営態勢構築及び検証  
(対応開始時期: 2025年3月)

## 2. 疑わしい取引の届出業務を適時・適切に行うための態勢構築

### (1) 疑わしい取引の届出業務態勢の整備

- ①新たに検知した取引の全量を当日中に疑わしい取引に該当するか否かの判定を行う態勢の構築
  - ア. 現行の取引モニタリングシステムでの態勢構築 (2024年12月完了)
  - イ. 新システムでの業務態勢整備 (2025年7月完了予定)
- ②疑わしい取引と判定した取引を速やかに届け出る態勢の構築 (2025年1月完了)
- ③安定的な運営態勢の構築 (2025年6月完了予定)

### (2) 疑わしい取引の届出業務の運営管理の整備

- ①業務積滞時の情報連携 (2024年12月より対応開始)
- ②取引モニタリングシステムで検知したデータの保存 (2025年3月完了予定)
- ③業務積滞時の会議体への情報連携 (2024年12月より対応開始)
- ④主管部署ラインでの報告体制の再徹底 (2024年12月より対応開始)

### (3) 疑わしい取引の届出業務に対する経営陣等による主体的な関与

- ①リスク・コンプライアンス委員会への KRI・モニタリング指標の報告、妥当性検証
  - ア. KRI・モニタリング指標の設定及びリスク・コンプライアンス委員会へのモニタリング結果報告 (2024年12月完了)
  - イ. 改善委員会での KRI・モニタリング指標の妥当性検証及び持続的改善 (対応開始時期：2025年2月)
- ②取締役会による KRI・モニタリング指標の妥当性検証及び課題への指示 (対応開始時期：2025年2月)
- ③取締役会による疑わしい取引の届出業務の態勢整備の進捗管理 (対応開始時期：2025年2月)

## 3. 取引モニタリングシステムで検知したにもかかわらず、疑わしい取引に該当するか否かの判断を行わず放置した取引への対応

### (1) 疑わしい取引に該当するか否かの判定処理滞留への足元の対応策

- ①積滞業務の解消 (2025年1月完了)
- ②疑わしい取引に該当するか否かの判定処理滞留への対応の妥当性確認 (2025年6月完了予定)

## 4. ガイドライン未了事項の早期解消

- (1) 前回検査の指摘事項に対する改善対応の履行 (2025年3月完了予定)
- (2) 履行状況把握に係る態勢整備 (2025年1月より対応開始)
- (3) 履行状況管理に係る態勢整備 (2025年3月完了予定)
- (4) 代表取締役社長及び取締役会による実態把握
  - ①フォローアップ実施の指示 (2024年12月完了)
  - ②監査部によるフォローアップの実施 (2025年9月完了予定)

## 5. 新システムの早期リリースおよび業務運営の開始

- (1) 新システムの早期リリース（2025年3月完了予定）
- (2) 新システムでの業務開始に向けた態勢整備（2025年7月完了予定）

## Ⅲ. 責任の明確化

当社は、このような事態に至ったことを重く受け止め、以下のとおり役員に対する処分を実施いたしました。

### 役員の処分

役位	処分対象者	処分内容
代表取締役社長	小林 裕明	解任（1月14日付）
取締役兼執行役員	穴田 将人	解任（1月14日付）
取締役兼副社長執行役員	富永 廣規	取締役兼執行役員へ降格
取締役兼常務執行役員	田中 悟司	取締役兼執行役員へ降格
取締役兼執行役員	遠藤 千春	減俸（基本報酬の30%を1か月減俸）
取締役兼執行役員	齋藤 友泰	減俸（基本報酬の30%を1か月減俸）

以上